

特定非営利活動法人 全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会といふ。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府向日市寺戸町小佃 10-2-207 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国高等学校総合体育大会自転車競技大会(以下、「インターハイ」という。)の円滑な運営及び競技の普及・振興を図り、競技者の育成、地域のスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①インターハイの企画・運営

②競技者の技術向上を目的とした講習会の開催

③自転車競技の普及に関する啓発活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事長は会員として入会しようとするものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合、総会の議決によって除名できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人～5人

(2) 監事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人業務についてこの法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、以下の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充し

なければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務遂行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁

的方針により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 議事は、理事総数の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決定する。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、以下のもので構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じた場合は、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算で定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を行う場合は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次のいずれかの事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した場合、残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、公益財団法人全国高等学校体育連盟に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホ

ームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定めるものとする。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

- 理事長 高畠 秀規

- 副理事長 海老瀬 将太

- 理事 市野 育人

- 監事 坂井田 米治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

入会金: 1,000円

年会費: 0円

(2)賛助会員

入会金: 1口10,000円(1口以上)

年会費：1口10,000円(1口以上)

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	高畠 秀規		無
副理事長	海老瀬 将太		無
理事	市野 育人		無
監事	坂井田 米治		無

設立趣旨書

1 趣旨

特定非営利活動法人 全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会は全国高等学校総合体育大会自転車競技大会（以下、「インターハイ」という。）に関する企画・運営のために公益財団法人全国高等学校体育連盟自転車競技専門部と協働して高校最高峰の大会を持続可能な大会にするため企画・運営の強化に取り組む。

(1) 設立の目的

特定非営利活動法人全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会は、インターハイの円滑な運営及び競技の普及・振興を図り、競技者の育成、地域のスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 設立の背景

インターハイは日本全国の高校生が各ブロック大会を勝ち抜き参加する公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する大規模なスポーツイベントである。現在は、全国11ブロックが輪番で実行委員会を立ち上げ、準備運営をしている。しかし、インターハイの前年度からの企画・準備、当該年度の運営に多くの課題があり、これらを解決するために本法人を設立する運びとなった。また、近年、国内・国外情勢における物価高騰、都道府県市町村の財政事情などにより毎年安定して財源を確保し難いという経済的な課題も背景にある。これらの問題を解決し、持続可能な大会の企画・運営を実現するために、本法人の設立が必要である。

2 申請に至るまでの経過

令和7年4月14日 設立に関する意見交流会

令和7年5月27日 設立に関する勉強会

令和7年7月24日 設立総会開催

令和7年7月25日

特定非営利活動法人 全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会
設立代表者 氏名 海老瀬 将太

(法第10条第1項第7号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①インターハイの企画・運営	・令和8年度全国高等学校総合体育大会自転車競技大会の企画をする。	(A) 令和7年9月末 (B) 岸和田競輪場 南丹市美山町他 (C) 5名	(D) 令和8年度 全国高等学 校総合体育 大会自転車 競技大会に 参加する高 校生 (E) 480名以 上	
②競技者の技術向上を目的とした講習会の開催	・審判養成講座を開催し、競技のルールや知識を深め、競技力向上を図る。	・本事業年度は、 実施予定なし。		
③自転車競技の普及に関する啓発活動	・令和8年度全国高等学校総合体育大会京都府実行委員会と協働し、インターハイ・自転車競技の普及のポスターを募集する。	(A) 年1回コンテス トを開催 (B) 各活動場所 (C) 5名	(D) ポスターを 目にする住 民 (E) 不特定多数	

(法第10条第1項第7号関係)

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会

1 事業実施の方針

- 以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①インターハイ の企画・運営	・令和8年度全国高等学校総合体育大会自転車競技大会の企画・運営をする。 ・令和9年度全国高等学校総合体育大会自転車競技大会の企画をする。	(A)4~9月 (B)岸和田競輪場、 南丹市美山町他 (C)5名	(D) 令和8年度 全国高等学 校総合体 育大会自 転車 競技大会に 参加する高 校生 (E)480名以上	52,434 千円
②競技者の技 術向上を目的 とした講習 会の開催	審判養成講座を開催し、競技のルールや知識を深め、競技力向上を図る。	(A)年1回 (B)南丹市美山町他 (C)5名	(D) 令和8年度 全国高等学 校総合体 育大会自 転車 競技大会に 参加する役 員 (E) 20名	100 千円
③自転車競技 の普及に関 する啓発活動	令和9年度全国高等学校総合体育大会の実行委員会と協働し、インターハイの広報と自転車競技の普及を図る。	(A)年1回コンテストを 開催 (B)各活動場所 (C)5名	(D) ポスターを 目にする住民 (E) 不特定多数	50 千円

52,584

(法第10条第1項第8号関係)

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人

全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会

法人成立の日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	20,000		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費			
経常収益計		20,000	20,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	0
2 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費	0		
その他経費計	0		0
管理費計		0	0
経常費用計			0
当期経常増減額		20,000	20,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額		20,000	20,000
設立時正味財産額		0	0
次期繰越正味財産額			20,000

(法第10条第1項第8号関係)

令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人
全国高等学校対抗自転車競技選手権大会実行委員会
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (単位: 円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 協賛金	
協賛金	4,558,514
3. 受取助成金等	
JKA補助金	13,000,000
4. 負担金	
全国高体連負担金	1,605,248
京都府高体連負担金	1,310,000
自治体負担金	29,000,000
5. 大会参加料	
	13,000,000
6. 雑役費	
	2,511,000
経常収益計	600,000
	52,584,762
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
人件費計	2,534,500
(2) その他経費	
競技運営費	2,534,500
会場設営費	
大会運営事務費	29,751,405
その他経費計	20,298,857
事業費計	50,050,262
2. 管理費	
(1) 人件費	
人件費計	0
(2) その他経費	
その他経費計	0
管理費計	0
経常費用計	52,584,762
当期経常増減額	0
III 経常外収益	
1. 固定資産売却益	0
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1. 過年度損益修正損	0
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	0
前期繰越正味財産額	20,000
次期繰越正味財産額	20,000